

株式交換に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 11 月 28 日

株式会社N o. 1
株式会社 LGIC

2025年11月28日

株式交換に関する事後開示事項

東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
株式会社N o. 1
代表取締役 辰巳 崇之

熊本県宇土市築籠町141番1号1F
株式会社LGIC
代表取締役 新垣 慶一郎

株式会社N o. 1（以下「N o. 1」といいます。）と株式会社LGIC（以下「LGIC」といいます。）は、2025年9月26日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年11月28日を効力発生日として、N o. 1を株式交換完全親会社とし、LGICを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年11月28日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による手續の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったLGICの株主はいませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手續の経過

LGICは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2025年9月26日付で、LGICの株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるN o. 1の商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定に基づく株式買取請求を行ったLGICの株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

No. 1 は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

No. 1 は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 27 日付で、No. 1 の株主に対し本株式交換を行う旨並び株式交換完全子会社である LGIC の商号及び住所を電子公告により公告しました。なお、No. 1 は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、No. 1 に移転した LGIC の株式の数は、28 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) N o. 1は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をN o. 1に通知したN o. 1の株主はいませんでした。
- (2) LGICは、会社法第784条第1項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) N o. 1は、本株式交換に際して、本株式交換によりN o. 1がLGICの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるLGICの株主に対し、その所有するLGICの普通株式1株につきN o. 1の普通株式836株の割合をもって割当交付いたしました。なお、N o. 1が割当交付した普通株式の合計は23,408株であり、そのすべてをN o. 1が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) N o. 1の資本金及び準備金の額について、本株式交換に伴う変動はありません。

以上